

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成21年10月9日提出

【計算期間】 第8特定期間（自 平成21年1月16日 至 平成21年7月15日）

【ファンド名】 野村世界不動産投信
(以下「ファンド」といいます。なお、名称に(毎月分配型)と付記する場合があります。)

【発行者名】 野村アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 執行役社長 吉川 淳

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

【事務連絡者氏名】 松井 秀仁

【連絡場所】 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

【電話番号】 03-3241-9511

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

世界各国のREIT(不動産投資信託証券)¹を実質的な主要投資対象²とし、高水準の配当収益の獲得と中長期的な値上がり益の獲得を目指して積極的な運用を行なうことを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

毎月の決算時³に分配を行なうことを基本とします。

1 世界の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

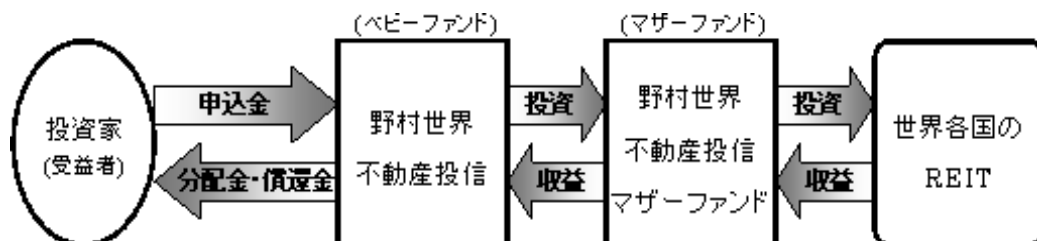
なお、国によっては、「不動産投資信託証券」について、「REIT」という表記を用いていない場合もありますが、当ファンドにおいては、こうした場合も含め、全て「REIT」といいます。

2 ファンドは、「野村世界不動産投信マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

3 決算日は、原則毎月15日（ただし、休業日の場合は翌営業日）です。

《ファミリーファンド方式について》

ファンドは「野村世界不動産投信マザーファンド」を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



マザーファンドの運用の方針等については、『第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (参考)マザーファンドの概要』をご参照ください。

販売会社との契約によっては、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。

受益権の信託金限度額は、1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

< 商品分類 >

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(野村世界不動産投信)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	日本 北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あり ()
不動産投信	日々	中南米		なし
その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)	ファンド・オ ブ・ ファンズ	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（不動産投信）とが異なります。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（平成21年1月1日現在）

< 商品分類表定義 >

[単位型投信・追加型投信の区分]

(1) 単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われたいファ

ンドをいう。

- (2)追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1)株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
- (5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む、以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他...上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

- (1)ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをい

委託会社の概況

委託会社

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額

平成21年8月末現在、17,180百万円

・会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日 野村証券投資信託委託株式会社として設立

平成9年(1997年)10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村ア
セット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

平成12年(2000年)11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成15年(2003年)6月27日 委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況(平成21年8月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

[1]世界各国のREIT(不動産投資信託証券) を実質的な主要投資対象とします。

当ファンドが投資対象とするREITには、株式会社が発行する優先株^(注)に相当するREITも含まれます。

世界各国のREITを実質的な主要投資対象とし、高水準の配当収益の獲得と中長期的な値上がり益の獲得を目指して積極的な運用を行なうことを基本とします。

REITの実質組入比率は、高位(フルインベストメント)を基本とします。

(注)「優先株」は株式と債券の中間的な性質をもつ証券です。

株式の多くを占める普通株と比較して、一般に利益の配当(配当金)を優先的に受け取ることができる、あるいは、会社解散時の残余財産の分配を優先的に受け取ることができる株式です。

このような優先的な扱いの反面、会社の利益が大幅に増えた場合であっても、予め定められた優先配当率による配当金額までに限定され、優先配当率を超える配当は受け取れない(受け取れるものもあります。)、あるいは株主総会での議決権がないなどの制約が付けられています。

一般に、優先株は、普通株よりも安定的な配当が受け取れますが、会社の利益がでなかった場合は受け取ることができず(翌期以降に未払分が繰り越され、その分の配当が受け取れるものもあります。)、債券とも異なります。

価格変動性については、一般に普通株に比べて小さいのですが、会社の利益が大きく伸びる局面での値上がり益が少ないなどの特徴があります。

[2]収益性・成長性などの調査や割安分析などにより投資銘柄を選別します。

REITへの投資にあたっては、各銘柄ごとの利回り水準、市況動向、流動性等を勘案しながら、収益性・成長性などの調査や割安分析などにより投資銘柄を選別します。

[3]原則として為替ヘッジを行いません。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

[4]ING クラリオン リアル エステート セキュリティーズ エルエルシーにREITの運用の指図に関する権限を委託します。

マザーファンドの運用にあたっては、「アイエヌジー クラリオン リアル エステート セキュリティーズ エルエルシー」(ING Clarion Real Estate Securities,LLC)に運用の指図に関する権限を委託し、運用の効率化に努めます。

委託する範囲	: 世界の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(REIT)の運用
委託先名称	: ING Clarion Real Estate Securities,LLC (アイエヌジー クラリオン リアル エステート セキュリティーズ エルエルシー)
委託先所在地	: 米国ペンシルバニア州ラドノー

委託に係る費用：上記の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から支払うものと
し、その報酬額は、当該マザーファンドの信託財産の平均純資産総額(日々の純
資産総額の平均値)に次の率を乗じて得た額とします。

マザーファンドの平均純資産総額	率
300億円以下の部分	年0.45%
300億円超1,000億円以下の部分	年0.40%
1,000億円超2,000億円以下の部分	年0.35%
2,000億円超の部分	年0.30%

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

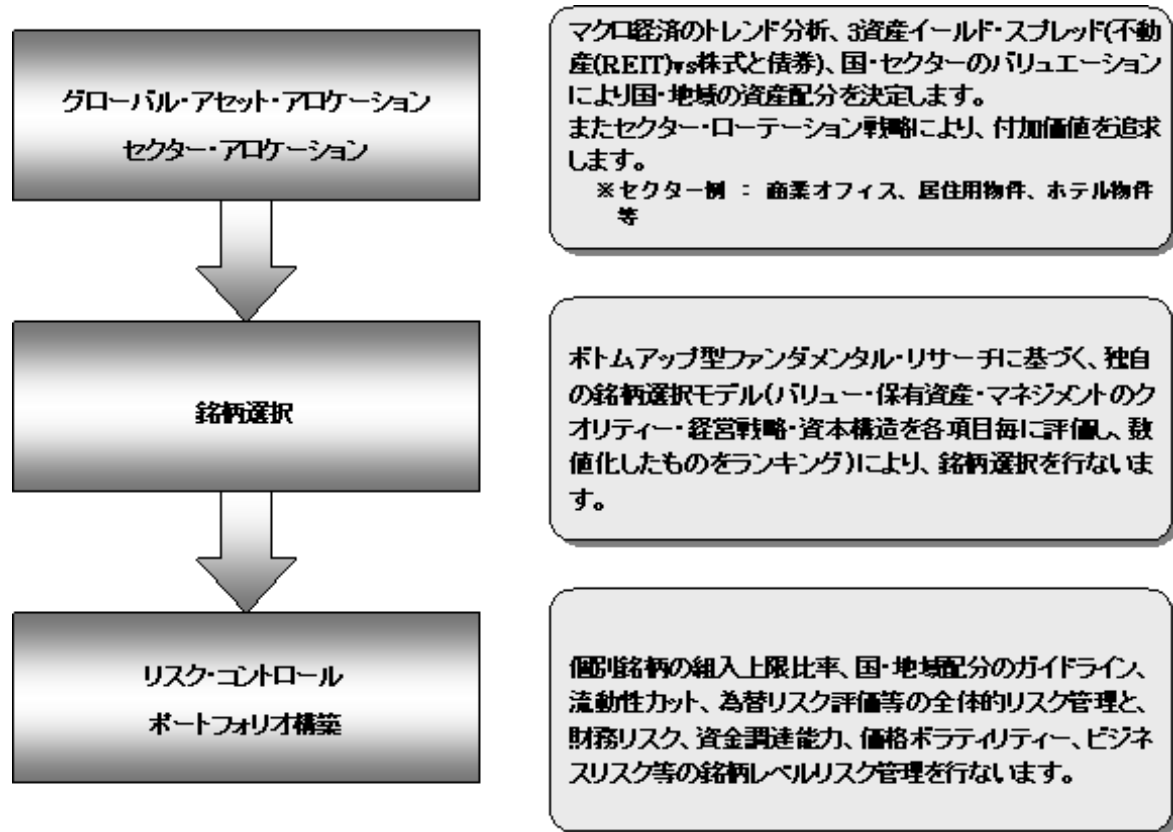
ING クラリオン リアル エステート セキュリティーズ エルエルシーについて

ING クラリオン リアル エステート セキュリティーズ エルエルシーは、INGグループの不動産証券投資部門を担っています。

内外の投資家に対して、グローバルに不動産証券を主要投資対象とした運用サービスを提供しています。

経験・実績共に豊かなプロフェッショナル集団による安定した組織を構築し、またINGグループのグローバル・ネットワークを生かした「リソース」を活用することにより、充実した運用・調査体制を有しています。

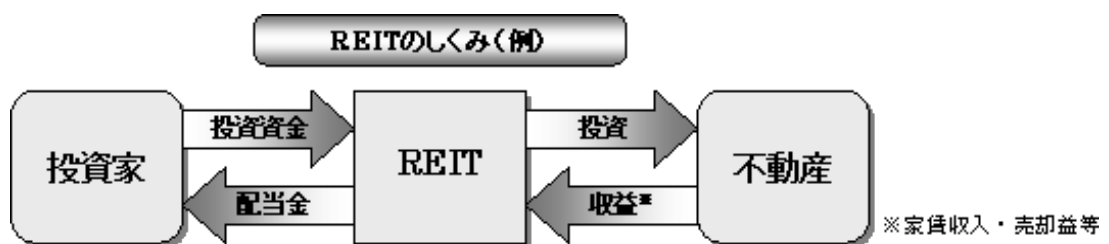
ING クラリオン リアル エステート セキュリティーズ エルエルシーのグローバルREIT運用プロセス



REITについて

REIT(Real Estate Investment Trust)とは、その名の通り、「不動産(Real Estate)」に投資する「投資信託(Investment Trust)」のことです。

REITは、多大な資金が必要となる不動産投資の機会を様々な投資家に提供するものです。投資家はREITへの投資を通じ、少額の資金で複数の不動産からの収益を獲得することができます。



REITは、投資家から集めた資金を複数の不動産に分散投資します。そして、そこから得られる家賃収入や不動産の売却益などがREITの主な収益源となります。

REITはこうして得られた収益を投資家に主に「配当」の形で還元します。

また、REITは金融商品取引所等で株式同様に取引可能ですので、こうした証券市場を通じて売買が可能です。



(2)【投資対象】

世界各国のREIT(不動産投資信託証券)を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは「野村世界不動産投信マザーファンド」への投資を通じて、実質的に世界各国のREITに投資を行いません。

なお、デリバティブの直接利用は行いません。

投資の対象とする資産の種類(約款第20条)

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ.有価証券

ロ.約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)

ハ.金銭債権(イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。)

2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

有価証券の指図範囲(約款第21条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村世界不動産投信マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1.コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)

4.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

金融商品の指図範囲(約款第21条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

す。

1.預金

2.指定金銭信託（上記「（2）投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）

3.コール・ローン

4.手形割引市場において売買される手形

(参考)マザーファンドの概要

「野村世界不動産投信マザーファンド」

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準の配当収益の獲得と中長期的な値上がり益の獲得を目指して積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界各国の不動産投資信託証券（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

世界の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

REITへの投資にあたっては、各銘柄ごとの利回り水準、市況動向、流動性等を勘案しながら、収益性・成長性などの調査や割安分析などにより投資銘柄を選別します。

REITの組入比率は、高位（フルインベストメント）を基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

ING Clarion Real Estate Securities, LLC（アイエヌジー クラリオン リアル エステート セキュリティーズ エルエルシー）に当ファンドのREITの運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

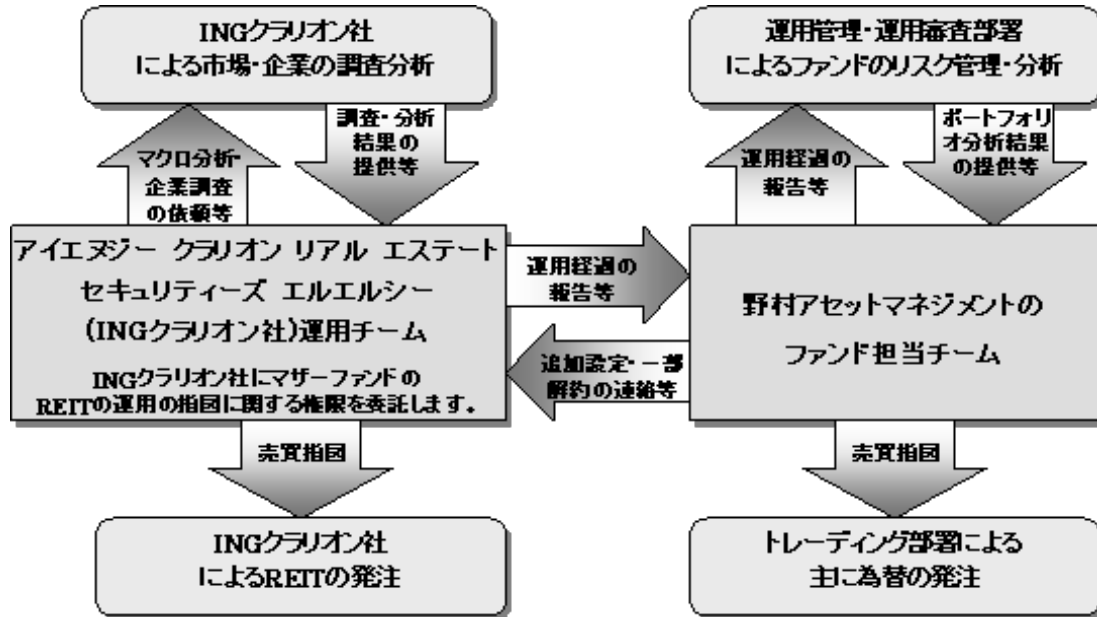
外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への直接投資は行ないません。

デリバティブの直接利用は行ないません。

(3)【運用体制】

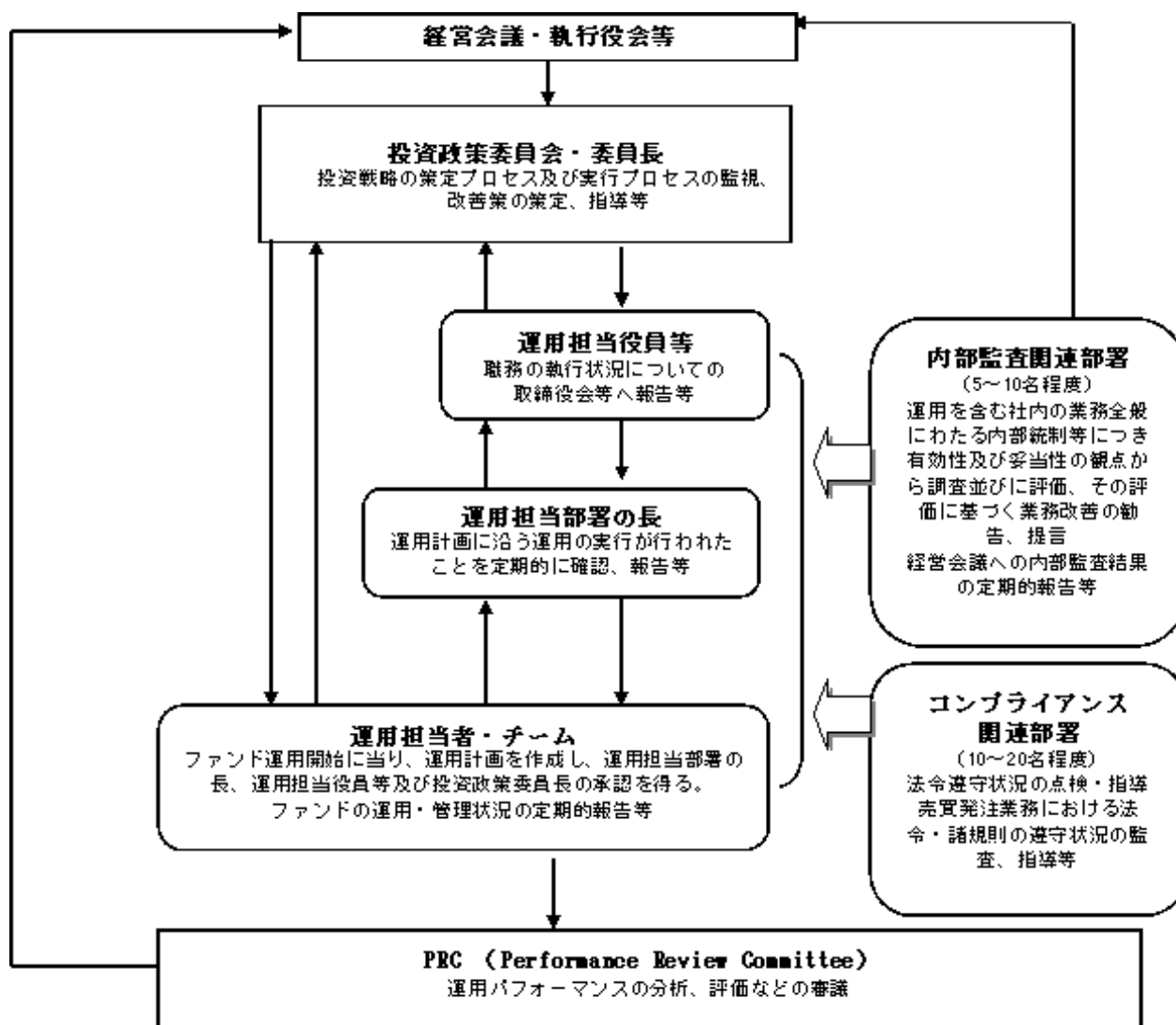
ファンドの運用体制は以下の通りです。



運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、投資信託業務に係るファンドマネージャー規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを、委託会社で確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に委託会社の商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は平成21年10月9日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

毎月の決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、上記の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、毎年1月および7月の決算時の収益分配金額は、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、上記の範囲内で委託者が決定する額を付加して分配を行なう場合があります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

配当等収益とは、配当金、利息およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

ファンドの決算日

原則として毎月15日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

販売会社や申込形態によっては、分配金のお取り扱いについて、累積投資契約に基づいて税引き後無手数料で再投資することができる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。この場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への直接投資は行ないません。

マザーファンドを通じて実質的に投資を行なう外貨建資産への実質投資割合には制限を設けま

せん。

デリバティブの使用(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

デリバティブの直接利用は行ないません。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

マザーファンドを通じて実質的に投資を行なう投資信託証券への実質投資割合には制限を設け
ません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

マザーファンドを通じて実質的に投資を行なう同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、
信託財産の純資産総額の30%以内とします。

公社債の借入れ(約款第25条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を
することができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提
供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- ()上記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資
産総額の範囲内とします。
- ()信託財産の一部解約等の事由により、上記()の借入れにかかる公社債の時
価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速
やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指
図をするものとします。
- ()上記()の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

外国為替予約取引の指図および範囲(約款第26条)

委託者は、マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした
額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占
める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)について、当該外貨建資産の為替
ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ(約款第34条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一
部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために
借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益
分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場
合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価
証券等の運用は行なわないものとします。
- ()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金
支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの
間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券
等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から
信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内
である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価
証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただ
し、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額
の10%を超えないこととします。
- ()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁さ

れる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

主な変動要因

[REITの価格変動リスク]

ファンドは、REITを実質的に高位に組入れますので、REITの価格変動の影響を大きく受けます。

なお、個々のREITの価格変動要因等については、下記の「REITのリスクおよび留意点等について」をご覧ください。

[為替変動リスク]

実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

その他の変動要因

[信用リスク]

有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、支払いが滞るリスクが生じる可能性があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

REITのリスクおよび留意点等について

保有不動産に関するリスク

- ・ REITはその収益の大半を保有不動産から得られる賃料収入に頼っています。そのため、賃料の値上げ・値下げ、入居率（空室率）の増減のような要因等による賃料収入の増減はREITの収益に大きな影響を与えます。
- ・ 保有不動産の価値の変動によりREITの資産価値は増減しますので、これがREITの価格に反映することが考えられます。特に、自然災害等によって保有不動産に大きな損害等が生じた場合にはREIT

の価格は大きく変動することも予想されます。また、大きな損害等が生じなくとも、不動産の老朽化や立地環境の変化等によっても不動産の価値は変動する場合があります。

金利変動に伴うリスク

- ・ REITはその配当の高さから、金利商品としての性格を強く持っています。よって、市中金利の上昇局面等で他の金利商品(国債等)との比較からREITが売られ、価格が下落するといった状況も想定されます。
 - ・ REITは金融機関等から借入れを行なっているケースも多く、そのため、借入金利が上昇すればその返済のための負担が大きくなり、結果として収益が少なくなることも考えられます。
- また、こうした財務状況の悪化は、個別のREITの評価にも悪影響を及ぼすことも想定され、その結果当該REITの価格が下落することも考えられます。

市場リスク

- ・ REITは株式と同様に金融商品取引所等で売買されています。そのため、市場における需給や不動産市況に対する見通し等、様々な要因で価格が変動します。
 - ・ また、REITの中には資産規模が小さく流動性の低いものもあります。
- こうしたREITへの投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることも想定されます。

信用リスク

- ・ REITは、一般の事業会社と同様にその運営如何によっては収益や財務体質が大きく変動することがあります。
- また、収益の悪化等の理由によりREITが倒産することも想定されます。

REITを取り巻く制度に関するリスク

- ・ REITに関する法律(税制度、会計制度等)が変更となった場合、REITの価格や配当に影響を与えることが想定されます。
- ・ また、REITの制度に直接関係しなくとも、REITが保有する不動産を取り巻く規制(建築規制、環境規制等)に変更があった場合等もREITの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

上記はREITの持つ様々なリスク等のうち、主なりスク等について説明したものであり、全てのリスク等を網羅したものではありません。

その他の留意点

ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

市場の急変時等には、前記の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。

コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

ファンドの分配金は前記の分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドは、投資信託証券などの値動きのある証券等に投資します(また、外貨建資産に投資する場合にはこの他に為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されて

いるものではありません。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

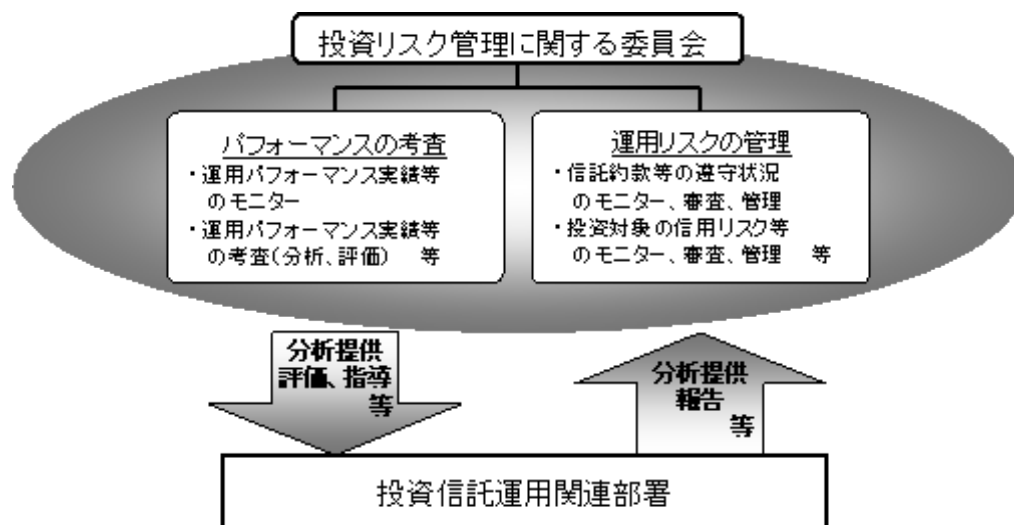
リスク管理関連の委員会

パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を行います。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

リスク管理体制図

投資リスクに関する管理体制等は平成21年10月9日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.15%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率)(税抜3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、後述の「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の141.75(税抜年10,000分の135)の率を乗じて得た額とし、その配分はファンドの純資産総額の残高に応じて次の通り(税抜)とします。

< ファンドの純資産総額 >	< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
300億円以下の部分	年10,000分の69	年10,000分の60	年10,000分の6
300億円超1,000億円以下の部分	年10,000分の70	年10,000分の60	年10,000分の5
1,000億円超の部分	年10,000分の71	年10,000分の60	年10,000分の4

上記の信託報酬の総額は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

また、「野村世界不動産投信マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から毎年6月および12月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、当該マザーファンドの信託財産の平均純資産総額(日々の純資産総額の平均値)に、次の率を乗じて得た額とします。

マザーファンドの平均純資産総額	率
300億円以下の部分	年0.45%
300億円超1,000億円以下の部分	年0.40%
1,000億円超2,000億円以下の部分	年0.35%
2,000億円超の部分	年0.30%

(4)【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。

ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

(5)【課税上の取扱い】

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

平成23年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

< 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税 >

平成23年12月31日までの間は、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の税率により源泉徴収が行なわれます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

法人の投資家に対する課税

平成23年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成24年1月1日からは、15%（所得税15%）となる予定です。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、益金不算入制度は適用されません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金（解約）時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

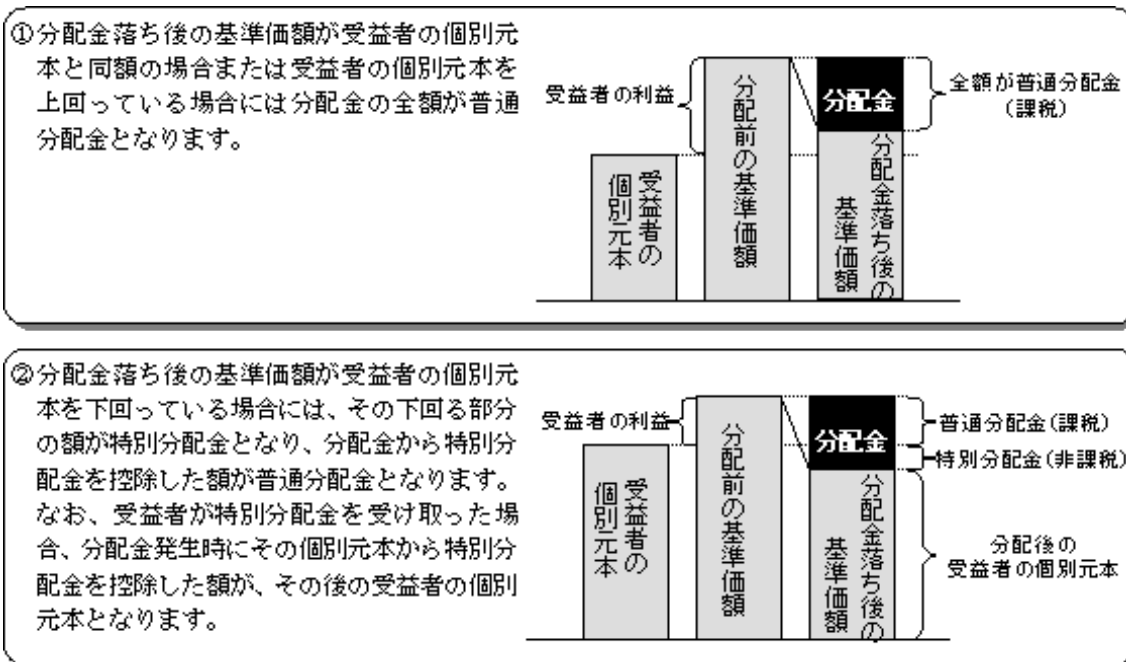
追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が特別分配金を受け取った場合な

どには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

(ご参考)

お客様に直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用	税金
買付時	申込手数料	3.15%（税抜3.0%）以内	消費税等相当額
換金時 （解約請求制）	信託財産留保額	1万口につき 基準価額に対して0.3%	

基準価額に、3.15%（税抜3.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税		普通分配金×10% ¹
換金時 （解約請求制）	所得税および地方税		換金時の差益（譲渡益） ² に対して10% ¹
償還時	所得税および地方税		償還時の差益（譲渡益） ² に対して10% ¹

¹ 個人の投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合には税率等が異なります。詳しくは前述の「法人の投資家に対する課税」をご覧ください。

² 詳しくは前述の「換金（解約）時および償還時の課税について」をご覧ください。

税法が改正された場合などには、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は平成21年8月31日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	134,388,426,260	99.08
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,235,038,171	0.91
合計(純資産総額)		135,623,464,431	100.00

<ご参考>

「野村世界不動産投信マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	日本	3,753,383,000	2.73
	アメリカ	62,408,871,072	45.48
	カナダ	7,182,530,621	5.23
	イギリス	9,443,198,629	6.88
	フランス	13,248,673,555	9.65
	オランダ	2,940,023,247	2.14
	ベルギー	474,669,252	0.34
	香港	1,346,135,076	0.98
	シンガポール	4,669,365,122	3.40
	オーストラリア	21,257,264,615	15.49
	ニュージーランド	615,658,050	0.44
	小計	127,339,772,239	92.81
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		9,854,462,899	7.18
合計(純資産総額)		137,194,235,138	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価	簿価	評価	評価	投資 比率
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	日本	投資 信託 受益 証券	野村世界 不動産投 信マザー ファンド	182,642,601,605	0.7191	131,347,029,819	0.7358	134,388,426,260	99.08

<ご参考>

「野村世界不動産投信マザーファンド」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価	簿価	評価	評価	投資 比率
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	フラン ス	投資 証券	UNIBAIL RODAMCO SE	558,733	14,723.21	8,226,346,595	18,318.96	10,235,410,271	17.46
2	オー スト ラリ ア	投資 証券	WESTFIELD GROUP	8,941,300	1,007.60	9,009,268,560	978.12	8,745,709,062	6.37
3	アメ リカ	投資 証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	1,288,445	4,982.85	6,420,135,669	6,006.76	7,739,392,514	5.64
4	イギ リス	投資 証券	LAND SECURITIES GROUP PLC	4,051,925	922.86	3,739,396,399	932.36	3,777,865,961	2.75
5	アメ リカ	投資 証券	VENTAS INC	907,900	2,823.31	2,563,286,265	3,676.21	3,337,634,327	2.43
6	オー スト ラリ ア	投資 証券	DEXUS PROPERTY GROUP	53,475,857	59.92	3,204,673,190	59.07	3,159,286,786	2.30
7	アメ リカ	投資 証券	NATIONWIDE HEALTH PTYS INC	1,034,900	2,234.48	2,312,464,202	2,965.82	3,069,332,499	2.23
8	カナ ダ	投資 証券	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	2,018,900	1,216.78	2,456,560,698	1,451.59	2,930,627,568	2.13

9	オーストラリア	投資証券	STOCKLAND TRUST GROUP	9,271,572	255.64	2,370,187,908	302.04	2,800,431,964	2.04
10	アメリカ	投資証券	TAUBMAN CENTERS INC	894,300	2,528.08	2,260,862,584	3,002.92	2,685,512,429	1.95
11	アメリカ	投資証券	LIBERTY PROPERTY TRUST	858,700	2,192.83	1,882,990,111	3,106.79	2,667,800,573	1.94
12	アメリカ	投資証券	HIGHWOODS PROPERTIES INC	981,400	2,296.84	2,254,119,997	2,689.46	2,639,436,044	1.92
13	アメリカ	投資証券	BOSTON PROPERTIES	443,500	5,255.50	2,330,817,430	5,668.26	2,513,877,212	1.83
14	アメリカ	投資証券	VORNADO REALTY TRUST	455,100	5,185.26	2,359,813,128	5,348.31	2,434,018,520	1.77
15	アメリカ	投資証券	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	1,530,200	1,297.53	1,985,490,413	1,577.50	2,413,901,823	1.75
16	アメリカ	投資証券	FEDERAL REALTY INVS TRUST	414,500	5,471.04	2,267,749,518	5,813.87	2,409,849,363	1.75
17	アメリカ	投資証券	HEALTH CARE REIT INC	600,500	3,397.06	2,039,938,253	3,995.23	2,399,141,139	1.74
18	イギリス	投資証券	HAMMERSON PLC	3,476,300	533.96	1,856,220,324	611.35	2,125,265,588	1.54
19	オーストラリア	投資証券	COMMONWEALTH PROPERTY OFFICE	29,161,600	78.52	2,289,953,766	69.64	2,030,886,728	1.48
20	イギリス	投資証券	BRITISH LAND	2,719,583	690.15	1,876,941,554	732.30	1,991,554,710	1.45
21	アメリカ	投資証券	BRE PROPERTIES-CL A	752,000	2,700.36	2,030,670,837	2,643.09	1,987,603,680	1.44

22	アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	578,300	2,968.18	1,716,498,902	3,425.81	1,981,149,161	1.44
23	フランス	投資証券	KLEPIERRE	563,260	2,632.07	1,482,542,055	3,501.95	1,972,513,989	1.43
24	シンガポール	投資証券	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	17,701,000	91.09	1,612,455,094	108.81	1,926,206,889	1.40
25	シンガポール	投資証券	CAPITAMALL TRUST	17,450,500	79.05	1,379,584,218	108.17	1,887,711,327	1.37
26	オーストラリア	投資証券	GPT GROUP	37,981,612	42.82	1,626,389,497	48.51	1,842,677,906	1.34
27	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE (PSA) 7.25 SERIES K	800,000	1,826.97	1,461,582,400	2,231.32	1,785,059,520	1.30
28	オランダ	投資証券	CORIO NV	302,947	4,774.83	1,446,522,124	5,670.78	1,717,948,060	1.25
29	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	662,300	2,812.30	1,862,588,212	2,578.17	1,707,523,315	1.24
30	オーストラリア	投資証券	MIRVAC GROUP	14,303,980	93.46	1,336,973,399	110.72	1,583,790,305	1.15

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券		99.08
合計		99.08

<ご参考>

「野村世界不動産投信マザーファンド」

種類	業種	投資比率(%)
投資証券		92.81
合計		92.81

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】
該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年8月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

特定期間	計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間	2005年7月28日～2006年1月16日	190,221	194,686	1.0110	1.0348
第2特定期間	2006年1月17日～2006年7月18日	237,483	247,446	1.0450	1.0889
第3特定期間	2006年7月19日～2007年1月15日	331,262	347,328	1.2324	1.2921
第4特定期間	2007年1月16日～2007年7月17日	316,221	330,627	1.1839	1.2379
第5特定期間	2007年7月18日～2008年1月15日	175,097	175,915	0.8559	0.8599
第6特定期間	2008年1月16日～2008年7月15日	130,522	131,239	0.7279	0.7319
第7特定期間	2008年7月16日～2009年1月15日	56,147	56,777	0.3569	0.3609
第8特定期間	2009年1月16日～2009年7月15日	67,700	68,396	0.3880	0.3920
	2008年 8月末日	137,611		0.8022	
	9月末日	117,739		0.7043	
	10月末日	74,915		0.4694	
	11月末日	63,615		0.4010	
	12月末日	62,469		0.3960	
	2009年 1月末日	56,462		0.3619	
	2月末日	50,956		0.3295	
	3月末日	50,378		0.3274	
	4月末日	62,069		0.3950	
	5月末日	64,049		0.4039	
	6月末日	66,361		0.4058	
	7月末日	80,847		0.4348	
	8月末日	135,623		0.4728	

特定期間末日における分配付の純資産及び単価を表示しております。

【分配の推移】

特定期間	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2005年7月28日～2006年1月16日	0.0280 円
第2特定期間	2006年1月17日～2006年7月18日	0.0640 円
第3特定期間	2006年7月19日～2007年1月15日	0.0800 円
第4特定期間	2007年1月16日～2007年7月17日	0.0740 円
第5特定期間	2007年7月18日～2008年1月15日	0.0240 円
第6特定期間	2008年1月16日～2008年7月15日	0.0240 円
第7特定期間	2008年7月16日～2009年1月15日	0.0240 円
第8特定期間	2009年1月16日～2009年7月15日	0.0240 円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

【収益率の推移】

特定期間	計算期間	収益率
第1特定期間	2005年7月28日～2006年1月16日	3.9 %
第2特定期間	2006年1月17日～2006年7月18日	9.7 %
第3特定期間	2006年7月19日～2007年1月15日	25.6 %
第4特定期間	2007年1月16日～2007年7月17日	2.1 %
第5特定期間	2007年7月18日～2008年1月15日	25.7 %
第6特定期間	2008年1月16日～2008年7月15日	12.2 %
第7特定期間	2008年7月16日～2009年1月15日	47.7 %
第8特定期間	2009年1月16日～2009年7月15日	15.4 %

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(期間中の分配金を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成17年7月28日

信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

第2【手続等】

1【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付については、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、1万口以上1万口単位または1万円以上1円単位(販売会社との累積投資契約に基づいて分配金を再投資する場合には1口単位)とします。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のみのお取り扱いとなる場合や、買付単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受け付けを取り消す場合があります。

< 申込手数料 >

取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.15%(税抜3.0%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金(解約)手続等】

受益者は、委託者に1万口以上1万口単位でお買い付けの場合1万口単位、1万円以上1円単位でお買い付けの場合1口単位で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

手取り額は、解約申込み受付日の翌営業日の基準価額から、()信託財産留保額(1万口につき基準価額の0.3%)、および()所得税および地方税を差し引いた金額となります。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額(1万口につき基準価額に0.3%を乗じて得た額)をいい、信託財産に繰り入れられます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。また、別途、大口解約について、1日1件10億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

受付時間に制限とは、営業日の正午(半日営業日は午前9時30分)までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものに制限する場合をいいます。

解約代金は、原則として解約申込みの受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし、

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

< 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
REIT(不動産投資信託)	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行いません。

外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成27年7月15日までとします(平成17年7月28日設定)。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

原則として、毎月16日から翌月15日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間は、平成27年7月15日に終了するものとします。

(5)【その他】

(a)ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部解約により受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくは運用体制等の変更等のやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)信託期間の終了

- ()委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ()上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ()上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。
- ()委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ()上記()から()までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- ()委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ()委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(e) 信託約款の変更()」に該当する場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。
- ()受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c)運用報告書

委託者は、毎年6月、12月に終了する計算期間の末日および償還時に、各々運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

(d)有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を原則毎年1月、7月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

(e)信託約款の変更

- ()委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ()委託者は、上記()の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ()上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ()上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記()の信託約款の変更をしません。
- ()委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ()委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記()から()までの規定にしたがいます。

(f)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(g)反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」()または「(e)信託約款の変更」()に規定する公告または書面に付記します。

(h)関係法人との契約の更新に関する手続

- ()委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。
- ()委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自

動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

収益分配金の支払い開始日

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取り下さい。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

上記に関わらず、販売会社との累積投資契約に基づいて分配金を再投資する場合は、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金請求権の失効

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

換金(解約)の単位

受益者は、1万口以上1万口単位で取得申込みの場合、受益権を1万口単位、1万円以上1円単位で取得申込みの場合、受益権を1口単位で換金できます。

換金(解約)代金の支払い開始日

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者にお支払いします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第4【ファンドの経理状況】

野村世界不動産投信

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、前期（平成20年7月16日から平成21年1月15日まで）および当期（平成21年1月16日から平成21年7月15日まで）については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、前期（平成20年7月16日から平成21年1月15日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、当期（平成21年1月16日から平成21年7月15日まで）については内閣府令第35号附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期（平成20年7月16日から平成21年1月15日まで）および当期（平成21年1月16日から平成21年7月15日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成21年 1月15日現在	当期 平成21年 7月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	405,061,366	1,420,642,399
親投資信託受益証券	55,789,889,046	67,031,429,063
未収入金	750,000,000	100,000,000
未収利息	1,667	4,277
流動資産合計	56,944,952,079	68,552,075,739
資産合計	56,944,952,079	68,552,075,739
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	629,198,680	695,686,242
未払解約金	91,756,457	79,656,835
未払受託者報酬	3,079,076	3,069,098
未払委託者報酬	72,832,520	72,806,113
その他未払費用	168,685	168,600
流動負債合計	797,035,418	851,386,888
負債合計	797,035,418	851,386,888
純資産の部		
元本等		
元本	157,299,670,055	174,466,885,724
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	101,151,753,394	106,766,196,873
（分配準備積立金）	18,751,637,338	15,177,841,723
元本等合計	56,147,916,661	67,700,688,851
純資産合計	56,147,916,661	67,700,688,851
負債純資産合計	56,944,952,079	68,552,075,739

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自平成20年 7月16日 至平成21年 1月15日	当期 自平成21年 1月16日 至平成21年 7月15日
営業収益		
受取利息	204,408	386,453
有価証券売買等損益	55,401,549,101	8,847,750,017
営業収益合計	55,401,344,693	8,848,136,470
営業費用		
受託者報酬	26,785,641	16,848,154
委託者報酬	675,716,643	395,876,457
その他費用	1,561,054	1,122,400
営業費用合計	704,063,338	413,847,011
営業利益	56,105,408,031	8,434,289,459
経常利益	56,105,408,031	8,434,289,459
当期純利益	56,105,408,031	8,434,289,459
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	471,400,337	88,426,474
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	48,798,351,424	101,151,753,394
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,754,401,384	10,363,658,718
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,754,401,384	10,363,658,718
剰余金減少額又は欠損金増加額	543,764,288	20,501,693,933
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	543,764,288	20,501,693,933
分配金	3,930,031,372	3,822,271,249
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	101,151,753,394	106,766,196,873

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	前期 自 平成20年7月16日 至 平成21年1月15日	当期 自 平成21年1月16日 至 平成21年7月15日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	(1) 親投資信託受益証券 同左
2 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 同左
3 その他	当該財務諸表の特定期間は、平成20年7月16日から平成21年1月15日までとなっております。	当該財務諸表の特定期間は、平成21年1月16日から平成21年7月15日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 平成21年1月15日現在	当期 平成21年7月15日現在
1 特定期間の末日における受益権の総数 157,299,670,055 口	1 特定期間の末日における受益権の総数 174,466,885,724 口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 101,151,753,394 円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 106,766,196,873 円
3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.3569 円 (10,000口当たり純資産額 3,569 円)	3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.3880 円 (10,000口当たり純資産額 3,880 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成20年7月16日 至 平成21年1月15日	当期 自 平成21年1月16日 至 平成21年7月15日
1 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村世界不動産投信マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 215,403,795 円	1 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村世界不動産投信マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 129,277,692 円
2 分配金の計算過程	2 分配金の計算過程

平成20年7月16日から平成20年8月15日まで
当該期末における分配対象金額46,936,913,640円(10,000口当たり2,696円)のうち、696,162,625円(10,000口当たり40円)を分配金額としております。
なお、当該分配金額と損益及び剰余金計算書上の分配金額との差額は、外国税控除額(46,976円)によるものです。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	737,059,571円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	23,624,937,695円
分配準備積立金額	D	22,574,916,374円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	46,936,913,640円
当ファンドの期末残存口数	F	174,040,656,432口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	2,696円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	696,162,625円

平成20年8月16日から平成20年9月16日まで
当該期末における分配対象金額45,429,785,405円(10,000口当たり2,683円)のうち、677,140,666円(10,000口当たり40円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	440,937,349円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	23,002,831,533円
分配準備積立金額	D	21,986,016,523円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	45,429,785,405円
当ファンドの期末残存口数	F	169,285,166,652口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	2,683円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	677,140,666円

平成20年9月17日から平成20年10月15日まで
当該期末における分配対象金額43,814,345,982円(10,000口当たり2,662円)のうち、658,343,880円(10,000口当たり40円)を分配金額としております。
なお、当該分配金額と損益及び剰余金計算書上の分配金額との差額は、外国税控除額(18円)によるものです。

平成21年1月16日から平成21年2月16日まで
当該期末における分配対象金額40,159,193,650円(10,000口当たり2,581円)のうち、622,158,650円(10,000口当たり40円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	368,115,266円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	21,403,713,701円
分配準備積立金額	D	18,387,364,683円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	40,159,193,650円
当ファンドの期末残存口数	F	155,539,662,649口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	2,581円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	622,158,650円

平成21年2月17日から平成21年3月16日まで
当該期末における分配対象金額39,497,447,252円(10,000口当たり2,563円)のうち、616,388,765円(10,000口当たり40円)を分配金額としております。
なお、当該分配金額と損益及び剰余金計算書上の分配金額との差額は、外国税控除額(103,373円)によるものです。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	324,302,843円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	21,287,373,102円
分配準備積立金額	D	17,885,771,307円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	39,497,447,252円
当ファンドの期末残存口数	F	154,097,191,321口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	2,563円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	616,388,765円

平成21年3月17日から平成21年4月15日まで
当該期末における分配対象金額39,543,033,420円(10,000口当たり2,546円)のうち、621,020,749円(10,000口当たり40円)を分配金額としております。
なお、当該分配金額と損益及び剰余金計算書上の分配金額との差額は、外国税控除額(982,985円)によるものです。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	295,413,283円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	22,378,105,195円
分配準備積立金額	D	21,140,827,504円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	43,814,345,982円
当ファンドの期末残存口数	F	164,585,970,045口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	2,662円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	658,343,880円

平成20年10月16日から平成20年11月17日まで
当該期末における分配対象金額42,045,247,870円(10,000口当たり2,643円)のうち、636,288,188円(10,000口当たり40円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	326,730,870円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	21,671,163,325円
分配準備積立金額	D	20,047,353,675円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	42,045,247,870円
当ファンドの期末残存口数	F	159,072,047,084口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	2,643円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	636,288,188円

平成20年11月18日から平成20年12月15日まで
当該期末における分配対象金額41,387,243,663円(10,000口当たり2,615円)のうち、632,946,971円(10,000口当たり40円)を分配金額としております。
なお、当該分配金額と損益及び剰余金計算書上の分配金額との差額は、外国税控除額(2,644円)によるものです。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	363,577,719円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	21,884,677,360円
分配準備積立金額	D	17,294,778,341円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	39,543,033,420円
当ファンドの期末残存口数	F	155,255,187,268口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	2,546円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	621,020,749円

平成21年4月16日から平成21年5月15日まで
当該期末における分配対象金額40,169,997,955円(10,000口当たり2,535円)のうち、633,683,162円(10,000口当たり40円)を分配金額としております。
なお、当該分配金額と損益及び剰余金計算書上の分配金額との差額は、外国税控除額(1,160,859円)によるものです。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	442,442,846円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	22,955,358,018円
分配準備積立金額	D	16,772,197,091円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	40,169,997,955円
当ファンドの期末残存口数	F	158,420,790,528口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	2,535円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	633,683,162円

平成21年5月16日から平成21年6月15日まで
当該期末における分配対象金額40,133,132,740円(10,000口当たり2,514円)のうち、638,433,485円(10,000口当たり40円)を分配金額としております。
なお、当該分配金額と損益及び剰余金計算書上の分配金額との差額は、外国税控除額(2,852,587円)によるものです。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	194,532,707円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	21,576,768,397円
分配準備積立金額	D	19,615,942,559円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	41,387,243,663円
当ファンドの期末残存口数	F	158,236,742,868口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	2,615円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	632,946,971円

平成20年12月16日から平成21年1月15日まで
当該期末における分配対象金額40,865,862,739円(10,000口当たり2,597円)のうち、629,198,680円(10,000口当たり40円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	351,281,678円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	21,485,026,721円
分配準備積立金額	D	19,029,554,340円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	40,865,862,739円
当ファンドの期末残存口数	F	157,299,670,055口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	2,597円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	629,198,680円

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	291,182,212円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	23,614,548,422円
分配準備積立金額	D	16,227,402,106円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	40,133,132,740円
当ファンドの期末残存口数	F	159,608,371,305口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	2,514円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	638,433,485円

平成21年6月16日から平成21年7月15日まで
当該期末における分配対象金額43,423,461,235円(10,000口当たり2,488円)のうち、697,867,542円(10,000口当たり40円)を分配金額としております。
なお、当該分配金額と損益及び剰余金計算書上の分配金額との差額は、外国税控除額(2,181,300円)によるものです。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	233,922,150円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	27,549,933,270円
分配準備積立金額	D	15,639,605,815円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	43,423,461,235円
当ファンドの期末残存口数	F	174,466,885,724口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	2,488円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	697,867,542円

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 平成20年7月16日 至 平成21年1月15日	当期 自 平成21年1月16日 至 平成21年7月15日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期	当期

自 平成20年7月16日 至 平成21年1月15日		自 平成21年1月16日 至 平成21年7月15日	
期首元本額	179,320,755,645 円	期首元本額	157,299,670,055 円
期中追加設定元本額	1,202,393,553 円	期中追加設定元本額	33,572,135,392 円
期中一部解約元本額	23,223,479,143 円	期中一部解約元本額	16,404,919,723 円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	前期 自 平成20年7月16日 至 平成21年1月15日		当期 自 平成21年1月16日 至 平成21年7月15日	
	貸借対照表計上額 (円)	損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	55,789,889,046	3,425,982,986	67,031,429,063	5,562,903,236
合計	55,789,889,046	3,425,982,986	67,031,429,063	5,562,903,236

3 デリバティブ取引関係

前期(自 平成20年7月16日 至 平成21年1月15日)

該当事項はございません。

当期(自 平成21年1月16日 至 平成21年7月15日)

該当事項はございません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式（平成21年7月15日現在）

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

（平成21年7月15日現在）

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	野村世界不動産投信マザーファンド		67,031,429,063	
親投資信託受益証券計	銘柄数：1		67,031,429,063	
	組入時価比率：99.0%		100%	
合計			67,031,429,063	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

参考

野村世界不動産投信マザーファンド

当ファンドは「野村世界不動産投信マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

- 1 「野村世界不動産投信マザーファンド」の状況
以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

対象年月日	平成21年7月15日現在
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	834,951,920
コール・ローン	3,024,764,841
投資証券	66,937,476,076
派生商品評価勘定	9,669,610
未収入金	130,969,225
未収配当金	285,694,811
未収利息	9,106
流動資産合計	71,223,535,589
資産合計	71,223,535,589
負債の部	
流動負債	
未払金	1,218,798,427
未払解約金	171,743,557
流動負債合計	1,390,541,984
負債合計	1,390,541,984
純資産の部	
元本等	
元本	117,243,680,733
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	47,410,687,128
元本等合計	69,832,993,605
純資産合計	69,832,993,605
負債純資産合計	71,223,535,589

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

自 平成21年1月16日

至 平成21年7月15日	
1 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>(2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>(2) 配当株式の計上基準 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。</p> <p>(3) 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>

(その他の注記)

平成21年7月15日現在	
1 期首	平成21年1月16日
期首元本額	116,062,122,348 円
期首より平成21年7月15日までの期中追加設定元本額	13,135,661,515 円
期首より平成21年7月15日までの期中一部解約元本額	11,954,103,130 円
期末元本額	117,243,680,733 円
期末元本額の内訳*	
野村世界不動産投信	112,544,373,847 円
ノムラ・オールインワン・ファンド	4,699,306,886 円
2 元本の欠損の額	47,410,687,128 円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.5956 円
(10,000口当たり純資産額)	5,956 円)

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成21年7月15日現在)

該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券

(平成21年7月15日現在)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	日本アコモデーションファンド投資 法人 投資証券	1,200	504,000,000	
	野村不動産レジデンシャル投資法人 投資証券	30	11,490,000	
	日本ビルファンド投資法人 投資証券	1,260	1,050,840,000	
	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	250	195,500,000	
	日本リテールファンド投資法人 投資 証券	1,487	698,890,000	
	日本ロジスティクスファンド投資法 人 投資証券	1,342	850,828,000	
	ケネディクス不動産投資法人 投資証 券	899	275,094,000	
日本円計	銘柄数：7	6,468	3,586,642,000	
			(3,586,642,000)	
	組入時価比率：5.1%		5.3%	
	AMB PROPERTY (AMB) 7.00% SERIES O	318,000	6,185,100.00	
	AMB PROPERTY CORP	167,700	2,939,781.00	
	AVALONBAY COMMUNITIES INC	113,257	6,110,215.15	
	BIOMED REALTY TRUST INC	228,300	2,264,736.00	
	BOSTON PROPERTIES	345,500	15,937,915.00	
	BRE PROPERTIES-CL A	442,000	9,613,500.00	
	CAMDEN PROPERTY TRUST	161,500	4,308,820.00	
	CORPORATE OFFICE PROPERTIES	71,600	2,089,288.00	
	COUSINS PROPERTY(CUZ) 7.500 Series B	208,000	3,068,000.00	
	EQUITY RESIDENTIAL	467,300	9,458,152.00	
	EXTRA SPACE STORAGE INC	740,000	5,883,000.00	
	FEDERAL REALTY INVS TRUST	322,500	16,373,325.00	

	FELCOR LODGING TRUST INC 8.00 PFD	250,000	1,437,500.00	
	HEALTH CARE REIT INC	600,500	21,317,750.00	
	HERSHA HOSPITAL (HT) 8.0% SERIES A	200,000	2,484,000.00	
	HIGHWOODS PROPERTIES INC	702,300	14,867,691.00	
	HOME PROPERTIES INC	185,400	5,999,544.00	
	KILROY REALTY (KRC) 7.5000 SERIES F	163,700	3,046,457.00	
	LASALLE HOTEL (LHO)7.5%SeriesD	250,000	4,072,500.00	
	LIBERTY PROPERTY TRUST	452,200	10,093,104.00	
	MACERICH CO /THE	342,829	5,632,680.47	
	NATIONWIDE HEALTH PPTYS INC	984,900	26,257,434.00	
	NATL RETAIL PTY (NNN) 7.375 SERIES C	237,100	4,670,870.00	
	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	1,480,200	23,046,714.00	
	PROLOGIS	796,300	5,892,620.00	
	PS BUSINESS PARK (PSB) 7.0000 SERIES H	52,860	1,014,912.00	
	PUBLIC STORAGE	48,000	3,118,560.00	
	PUBLIC STORAGE (PSA) 7.25 SERIES K	800,000	18,240,000.00	
	PUBLIC STORAGE(PSA) 7.2500 SERIES I	311,000	7,075,250.00	
	REGENCY CENTERS CORP	110,100	3,538,614.00	
	REGENCY CENTERS(REG) 6.700 SERIES	292,000	5,548,000.00	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	883,845	43,944,773.40	
	TAUBMAN CENTERS INC	335,000	8,013,200.00	
	TAUBMAN CENTERS(TCO) 7.6250 Series-H	129,000	2,451,000.00	
	UDR INC	347,475	3,380,931.75	
	URSTADT BIDDLE (UBP) 7.5% SERIES D	590,000	11,381,100.00	
	VENTAS INC	635,100	18,773,556.00	
米ドル計	銘柄数：37	14,765,466	339,530,593.77	

			(31,793,644,800)	
	組入時価比率：45.5%		47.5%	
	CALLOWAY REAL ESTATE INVESTM	487,200	6,275,136.00	
	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	613,600	8,344,960.00	
	H&R REAL ESTATE INVSTMNT-UTS	562,800	6,365,268.00	
	INNVEST REAL ESTATE INVESTME	1,233,200	4,908,136.00	
	PRIMARIS RETAIL REAL ESTATE	964,000	12,011,440.00	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	1,626,900	23,590,050.00	
カナダドル計	銘柄数：6	5,487,700	61,494,990.00	
			(5,077,641,324)	
	組入時価比率：7.3%		7.6%	
	BRITISH LAND	772,483	2,889,086.42	
	HAMMERSON PLC	1,495,000	4,361,662.50	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	1,506,025	6,630,275.06	
英ポンド計	銘柄数：3	3,773,508	13,881,023.98	
			(2,122,547,376)	
	組入時価比率：3.0%		3.2%	

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	COFINIMMO	24,146	1,895,461.00	
	CORIO NV	192,300	6,597,813.00	
	KLEPIERRE	221,192	4,126,336.76	
	MERCIALYS	84,241	1,889,525.63	
	STE DE LA TOUR EIFFEL	100,000	2,575,000.00	
	UNIBAIL RODAMCO SE	382,233	41,090,047.50	
	VASTNED RETAIL NV	100,700	3,489,255.00	
ユーロ計	銘柄数：7	1,104,812	61,663,438.89	
			(8,075,443,957)	
	組入時価比率：11.6%		12.1%	
	CHAMPION REIT	8,611,000	22,474,710.00	
	LINK REIT	2,328,000	40,041,600.00	

ホンコンドル計	銘柄数：2	10,939,000	62,516,310.00	
			(755,197,024)	
	組入時価比率：1.1%		1.1%	
	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	9,640,000	14,556,400.00	
	CAPITACOMMERCIAL TRUST	14,680,000	11,670,600.00	
	CAPITAMALL TRUST	15,950,500	22,490,205.00	
シンガポールドル計	銘柄数：3	40,270,500	48,717,205.00	
			(3,134,464,969)	
	組入時価比率：4.5%		4.7%	
	COMMONWEALTH PROPERTY OFFICE	22,845,900	18,847,867.50	
	DEXUS PROPERTY GROUP	28,832,957	21,048,058.61	
	GOODMAN GROUP	3,286,822	1,413,333.46	
	GPT GROUP	28,432,112	14,926,858.80	
	MIRVAC GROUP	8,803,980	9,904,477.50	
	STOCKLAND TRUST GROUP	5,917,472	18,580,862.08	
	WESTFIELD GROUP	6,723,500	74,967,025.00	
豪ドル計	銘柄数：7	104,842,743	159,688,482.95	
			(11,882,420,016)	
	組入時価比率：17.0%		17.7%	
	KIWI INCOME PROPERTY TRUST	9,225,000	8,487,000.00	
ニュージーランドドル計	銘柄数：1	9,225,000	8,487,000.00	
			(509,474,610)	
	組入時価比率：0.7%		0.8%	
投資証券計			66,937,476,076	
			(63,350,834,076)	
合計			66,937,476,076	
			(63,350,834,076)	

- (注) 1 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
 2 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
 3 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	平成21年7月15日現在			評価損益(円)
	契約額等(円)		時価(円)	
	うち1年超			
市場取引以外の取引 為替予約取引 買建	613,303,670		622,973,280	9,669,610
米ドル	113,148,800		113,854,080	705,280
豪ドル	500,154,870		509,119,200	8,964,330
合計	613,303,670		622,973,280	9,669,610

(注)時価の算定方法

為替予約取引

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のよう
 に評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先
 物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しており
 ます。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合
 は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当
 該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用
 いております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、
 当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期
 間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成21年8月31日現在

資産総額	135,992,924,903	円
------	-----------------	---

負債総額	369,460,472	円
純資産総額(-)	135,623,464,431	円
発行済口数	286,875,805,031	口
1口当たり純資産額(/)	0.4728	円

<ご参考>

「野村世界不動産投信マザーファンド」

資産総額	143,899,282,030	円
負債総額	6,705,046,892	円
純資産総額(-)	137,194,235,138	円
発行済口数	186,451,911,188	口
1口当たり純資産額(/)	0.7358	円

第5【設定及び解約の実績】

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2005年7月28日～2006年1月16日	196,341,780,000	8,198,560,000	188,143,220,000
第2特定期間	2006年1月17日～2006年7月18日	85,120,062,694	46,011,842,239	227,251,440,455
第3特定期間	2006年7月19日～2007年1月15日	107,673,522,380	66,121,544,983	268,803,417,852
第4特定期間	2007年1月16日～2007年7月17日	69,672,937,717	71,384,315,082	267,092,040,487
第5特定期間	2007年7月18日～2008年1月15日	12,020,772,516	74,544,088,100	204,568,724,903
第6特定期間	2008年1月16日～2008年7月15日	2,491,439,311	27,739,408,569	179,320,755,645
第7特定期間	2008年7月16日～2009年1月15日	1,202,393,553	23,223,479,143	157,299,670,055
第8特定期間	2009年1月16日～2009年7月15日	33,572,135,392	16,404,919,723	174,466,885,724

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成21年8月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間にける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

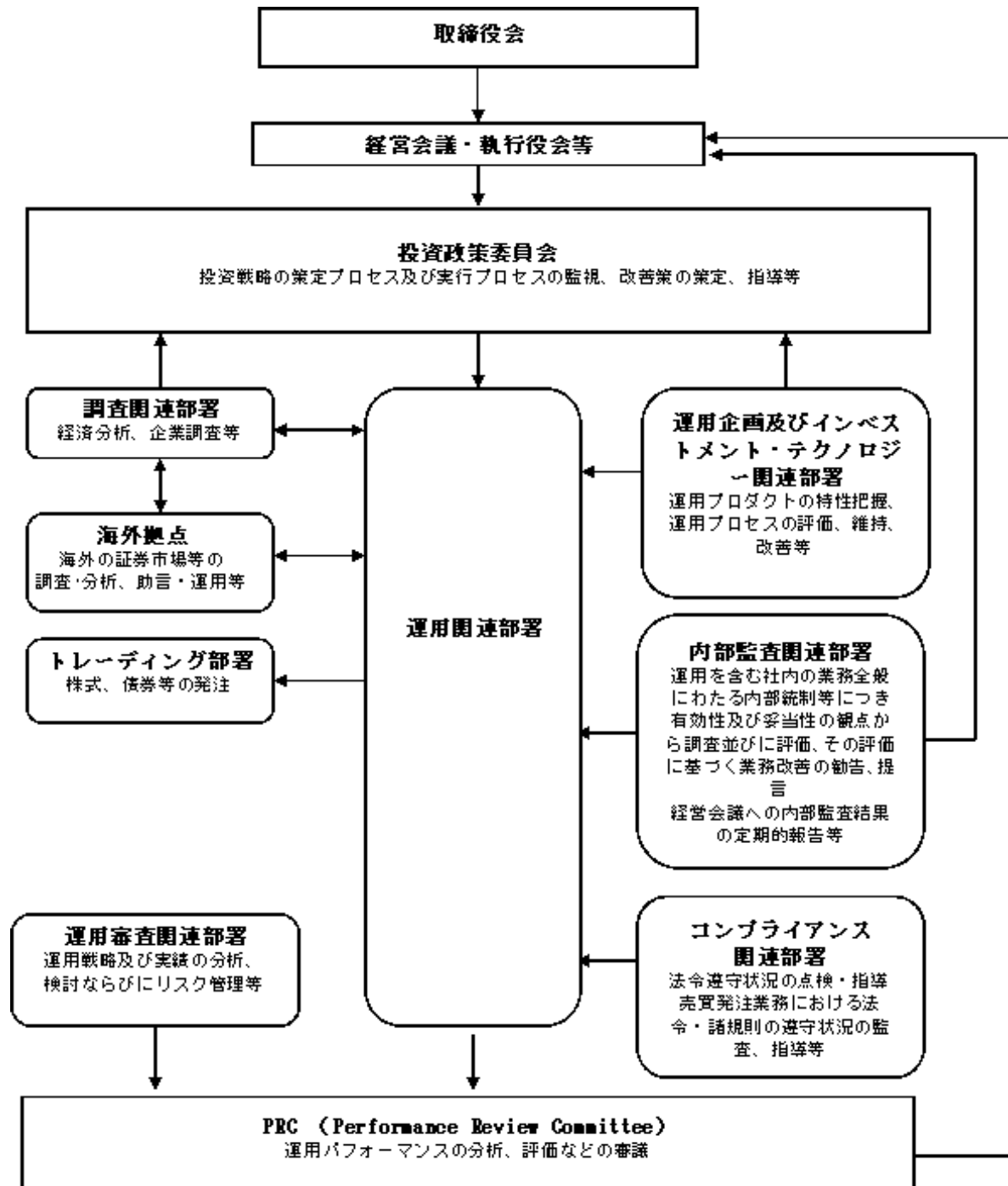
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役3名以上(但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者)で構成され、イ)指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ)報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれによって各報酬の内容を決定し、ハ)監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成21年8月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	611	9,638,989
単位型株式投資信託	20	191,590
追加型公社債投資信託	20	4,986,814
単位型公社債投資信託	0	0
合計	651	14,817,393

3 【委託会社等の経理状況】

1．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第49期事業年度(前事業年度)は、内閣府令第50号及び内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第50期事業年度(当事業年度)は、内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度及び当事業年度の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年 3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			2,855		560
金銭の信託			32,058		34,551
有価証券			6,300		3,400
短期貸付金			1,526		592
前払金			45		43
前払費用			9		17
未収入金			81		84
未収委託者報酬			13,910		7,489
未収収益			2,030		1,629
未収法人税等			-		498
繰延税金資産			1,137		879
その他			1,072		807
貸倒引当金			7		4
流動資産計			61,020		50,549
固定資産					
有形固定資産					
建物	2	800		710	
器具備品	2	1,171		1,472	
無形固定資産					
ソフトウェア		8,852		12,403	
電話加入権		2		2	
その他		2		1	
投資その他の資産					
投資有価証券		27,606		10,693	
関係会社株式	3	15,739		15,743	
従業員長期貸付金		194		385	
長期差入保証金		34		39	
長期前払費用		17		19	
繰延税金資産		1,567		1,256	
その他		264		381	
貸倒引当金		0		0	
固定資産計			56,253		43,110
資産合計			117,274		93,659

		前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年 3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			-		12,000
預り金			148		95
未払金	1		12,848		5,750
未払収益分配金			5		5
未払償還金			105		82
未払手数料			6,115		3,275
その他未払金			6,622		2,387
未払費用	1		8,363		4,849
未払法人税等	4		1,591		4
前受収益			8		6
賞与引当金			1,730		1,080
その他			102		4
流動負債計			24,794		23,790
固定負債					
退職給付引当金			5,359		4,620
時効後支払損引当金			467		462
その他			64		642
固定負債計			5,890		5,724
負債合計			30,685		29,515
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			81,714		61,810
資本剰余金			17,180		17,180
資本剰余金			11,729		11,729
資本準備金		11,729		11,729	
利益剰余金			52,804		32,900
利益準備金			685		685
その他利益剰余金			52,119		32,215
別途積立金			35,606		24,606
繰越利益剰余金			16,512		7,608
評価・換算差額等			4,874		2,333
その他有価証券評価差額金			5,124		2,084
繰延ヘッジ損益			250		249
純資産合計			86,589		64,143
負債・純資産合計			117,274		93,659

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)		当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			124,893		84,195
運用受託報酬			10,506		8,315
その他営業収益			8		27
営業収益計			135,408		92,537
営業費用					
支払手数料			57,704		39,122
広告宣伝費			2,439		1,438
公告費			27		2
受益証券発行費			27		34
調査費			32,108		21,176
調査費		1,576		1,643	
委託調査費		30,532		19,532	
委託計算費			681		790
営業雑経費			2,950		2,709
通信費		175		208	
印刷費		1,375		1,382	
協会費		76		87	
諸経費		1,322		1,031	
営業費用計			95,938		65,272
一般管理費					
給料			10,229		8,863
役員報酬	2	667		329	
給料・手当		6,480		6,507	
賞与		3,081		2,025	
交際費			212		168
旅費交通費			786		557
租税公課			637		443
不動産賃借料			1,687		1,559
退職給付費用			951		1,124
固定資産減価償却費			2,543		3,288
諸経費			5,902		6,448
一般管理費計			22,949		22,452
営業利益			16,519		4,812

		前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	2,369		8,013	
収益分配金		282		225	
受取利息		86		32	
デリバティブ利益		1,308		858	
その他		337		192	
営業外収益計			4,384		9,322
営業外費用					
支払利息	1	-		175	
金銭の信託運用損		392		1,212	
為替差損		67		133	
時効後支払損引当金繰入額		178		97	
その他		8		53	
営業外費用計			647		1,671
經常利益			20,256		12,463
特別利益					
投資有価証券等売却益		1,421		1,085	
株式報酬受入益		312		299	
リース資産買取差益		-		2	
特別利益計			1,734		1,387
特別損失					
投資有価証券等売却損		80		1,471	
投資有価証券等評価損		23		5	
固定資産除却損	3	56		405	
過年度時効後支払損引当金繰入額		429		-	
退職給付制度移行損失		-		118	
特別損失計			589		2,001
税引前当期純利益			21,400		11,849
法人税、住民税及び事業税			9,211		2,893
法人税等調整額			50		2,334
当期純利益			12,139		6,621

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	17,180	17,180
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	17,180	17,180
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,729	11,729
資本剰余金合計		
前期末残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,729	11,729
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	685	685
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	685	685
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	35,606	35,606
当期変動額		
別途積立金の取崩	-	11,000
当期変動額合計	-	11,000
当期末残高	35,606	24,606
繰越利益剰余金		
前期末残高	17,249	16,512
当期変動額		
別途積立金の取崩	-	11,000
剰余金の配当	12,876	26,526
当期純利益	12,139	6,621
当期変動額合計	737	8,904
当期末残高	16,512	7,608

利益剰余金合計		
前期末残高	53,541	52,804
当期変動額		
剰余金の配当	12,876	26,526
当期純利益	12,139	6,621
当期変動額合計	737	19,904
当期末残高	52,804	32,900
株主資本合計		
前期末残高	82,451	81,714
当期変動額		
剰余金の配当	12,876	26,526
当期純利益	12,139	6,621
当期変動額合計	737	19,904
当期末残高	81,714	61,810
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	11,008	5,124
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,883	3,040
当期変動額合計	5,883	3,040
当期末残高	5,124	2,084
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	610	250
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	360	499
当期変動額合計	360	499
当期末残高	250	249
評価・換算差額等合計		
前期末残高	10,397	4,874
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,522	2,541
当期変動額合計	5,522	2,541
当期末残高	4,874	2,333
純資産合計		
前期末残高	92,849	86,589
当期変動額		
剰余金の配当	12,876	26,526
当期純利益	12,139	6,621
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,522	2,541
当期変動額合計	6,259	22,445
当期末残高	86,589	64,143

[重要な会計方針]

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)																
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 ...移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの... 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの... 移動平均法による原価法</p> <p>2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 時価法</p> <p>3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 時価法</p> <p>4. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table border="0" data-bbox="319 1086 638 1209"> <tr><td>建物</td><td>38～50年</td></tr> <tr><td>附属設備</td><td>8～15年</td></tr> <tr><td>構築物</td><td>20年</td></tr> <tr><td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> </p> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。</p> <p>5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p>	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 (同左)</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの (同左)</p> <p>時価のないもの (同左)</p> <p>2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 (同左)</p> <p>3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 (同左)</p> <p>4. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table border="0" data-bbox="941 1086 1260 1209"> <tr><td>建物</td><td>38～50年</td></tr> <tr><td>附属設備</td><td>8～15年</td></tr> <tr><td>構築物</td><td>20年</td></tr> <tr><td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> </p> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 (同左)</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p>	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年
建物	38～50年																
附属設備	8～15年																
構築物	20年																
器具備品	4～15年																
建物	38～50年																
附属設備	8～15年																
構築物	20年																
器具備品	4～15年																

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び適格退職年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 適格退職年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び適格退職年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>6. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>7. ヘッジ会計 (1)ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法によっております。 (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象 - 投資有価証券 (3)ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。 (4)ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。</p> <p>8. 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。</p> <p>9. 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 (同左)</p> <p>6. リース取引の処理方法 リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>7. ヘッジ会計 (1)ヘッジ会計の方法 (同左) (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 (同左) (3)ヘッジ方針 (同左) (4)ヘッジ有効性評価の方法 (同左)</p> <p>8. 消費税等の会計処理方法 (同左)</p> <p>9. 連結納税制度の適用 (同左)</p>

[会計方針の変更]

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>(有形固定資産の減価償却方法)</p> <p>当事業年度より、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」（平成19年 3月30日 法律第6号）及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」（平成19年 3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年 4月 1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	
<p>(負債計上を中止した項目に対する引当金に関する会計処理)</p> <p>当事業年度より、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年 4月13日）を適用しております。</p> <p>この適用により、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を当事業年度より「時効後支払損引当金」として計上しております。</p> <p>この結果、従来の方法に比して、経常利益は38百万円、税引前当期純利益は467百万円減少しております。</p>	
	<p>(リース取引の処理方法)</p> <p>当事業年度より、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（平成19年 3月30日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成19年 3月30日 企業会計基準委員会）を適用しております。</p> <p>この適用により、リース取引開始日が平成20年 4月 1日以降の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じた会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成19年 3月30日 企業会計基準委員会）第79項により、リース取引開始日が平成20年 4月 1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、これによる財政状態に与える影響はなく、損益に与える影響は軽微であります。</p>

[表示方法の変更]

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>(貸借対照表関係)</p> <p>前事業年度において「預金」に含めておりました譲渡性預金は、「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第14号 平成19年 7月 4日）において有価証券として取り扱うこととされたため、当事業年度より「有価証券」として表示しております。</p> <p>なお、前事業年度において「預金」に含めておりました譲渡性預金は、19,800百万円であります。</p>	
<p>(損益計算書関係)</p> <p>1. 前事業年度において「投資顧問収入」として表示していたものは、当事業年度から「運用受託報酬」と表示しております。</p> <p>2. 「金銭の信託運用損」は営業外費用の総額の10/100を超えたため、区分掲記することとしました。前事業年度は、営業外収益の「その他」に105百万円含まれております。</p> <p>3. 「為替差損」は営業外費用の総額の10/100を超えたため、区分掲記することとしました。前事業年度は、営業外費用の「その他」に1百万円含まれております。</p> <p>4. 前事業年度において「法人税等」として表示していたものは、当事業年度から「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。</p>	

[追加情報]

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>(有形固定資産の減価償却方法)</p> <p>法人税法の改正に伴い、平成19年 3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	
	<p>(退職給付制度の改訂)</p> <p>当社は、平成20年12月31日付で退職一時金制度から確定拠出金制度への移行を目的とした退職一時金制度の一部廃止ならびに平成21年 1月 1日付で適格退職年金制度から確定給付企業年金制度への移行を目的とした退職一時金・年金制度の改訂を行いました。当社は「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。本改廃に伴う影響額として、特別損益118百万円を計上しております。</p> <p>この結果、税引前当期純利益が、118百万円減少しております。</p>

[注記事項]
貸借対照表関係

前事業年度末 (平成20年3月31日)	当事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <p>未払金 5,619百万円 未払費用 934</p>	<p>1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <p>未払金 2,119百万円 未払費用 585</p>
<p>2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <p>建物 201百万円 器具備品 534</p> <hr/> <p>合計 736</p>	<p>2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <p>建物 295百万円 器具備品 964</p> <hr/> <p>合計 1,260</p>
<p>3. 消費貸借契約に基づき貸出されている有価証券は、次のとおりであります。</p> <p>関係会社株式 3,064百万円</p>	
<p>4. 未払法人税等には、事業所税の未納付額37百万円が含まれております。</p>	

損益計算書関係

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 2,214百万円</p>	<p>1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 7,864百万円 支払利息 175百万円</p>
<p>2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。</p>	<p>2. 役員報酬の範囲額 (同左)</p>
<p>3. 固定資産除却損</p> <p>器具備品 1百万円 ソフトウェア 54</p> <hr/> <p>合計 56</p>	<p>3. 固定資産除却損</p> <p>器具備品 0百万円 ソフトウェア 405</p> <hr/> <p>合計 405</p>

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成19年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	12,876百万円
1株当たり配当額	2,500円
基準日	平成19年3月31日
効力発生日	平成19年5月31日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年5月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,526百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,150円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年6月2日

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成20年5月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,526百万円
1株当たり配当額	5,150円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年6月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成21年5月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	3,605百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	700円
基準日	平成21年3月31日
効力発生日	平成21年6月1日

リース取引関係

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)																																																																												
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p style="text-align: center;">リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">器具備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">1,453百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">814</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">期末残高相当額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">639</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: right;">百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">281</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">368</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">650</td> </tr> </tbody> </table> <p>リース資産減損勘定期末残高 - 百万円</p> <p>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">332百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">309</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">19</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: right;">百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未経過リース料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">9</td> </tr> </tbody> </table>		器具備品	取得価額相当額	1,453百万円	減価償却累計額相当額	814	減損損失累計額相当額	-	期末残高相当額	639		百万円	1年以内	281	1年超	368	合計	650	支払リース料	332百万円	リース資産減損勘定の取崩額	-	減価償却費相当額	309	支払利息相当額	19	減損損失	-		百万円	未経過リース料		1年以内	4	1年超	5	合計	9	<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)</p> <p style="text-align: center;">リース資産の内容</p> <p>有形固定資産(器具備品)、無形固定資産(ソフトウェア)</p> <p>主として、コンピューター関連機器(サーバー等)であります。</p> <p>リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針の「4.固定資産の減価償却の方法」に記載したとおりであります。</p> <p>(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)</p> <p style="text-align: center;">リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">器具備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">1,343百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">980</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">期末残高相当額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">363</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: right;">百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">180</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">195</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">375</td> </tr> </tbody> </table> <p>リース資産減損勘定期末残高 - 百万円</p> <p>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">296百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">276</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">14</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 (同左)</p> <p>利息相当額の算定方法 (同左)</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: right;">百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未経過リース料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">6</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">3</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">9</td> </tr> </tbody> </table>		器具備品	取得価額相当額	1,343百万円	減価償却累計額相当額	980	減損損失累計額相当額	-	期末残高相当額	363		百万円	1年以内	180	1年超	195	合計	375	支払リース料	296百万円	リース資産減損勘定の取崩額	-	減価償却費相当額	276	支払利息相当額	14	減損損失	-		百万円	未経過リース料		1年以内	6	1年超	3	合計	9
	器具備品																																																																												
取得価額相当額	1,453百万円																																																																												
減価償却累計額相当額	814																																																																												
減損損失累計額相当額	-																																																																												
期末残高相当額	639																																																																												
	百万円																																																																												
1年以内	281																																																																												
1年超	368																																																																												
合計	650																																																																												
支払リース料	332百万円																																																																												
リース資産減損勘定の取崩額	-																																																																												
減価償却費相当額	309																																																																												
支払利息相当額	19																																																																												
減損損失	-																																																																												
	百万円																																																																												
未経過リース料																																																																													
1年以内	4																																																																												
1年超	5																																																																												
合計	9																																																																												
	器具備品																																																																												
取得価額相当額	1,343百万円																																																																												
減価償却累計額相当額	980																																																																												
減損損失累計額相当額	-																																																																												
期末残高相当額	363																																																																												
	百万円																																																																												
1年以内	180																																																																												
1年超	195																																																																												
合計	375																																																																												
支払リース料	296百万円																																																																												
リース資産減損勘定の取崩額	-																																																																												
減価償却費相当額	276																																																																												
支払利息相当額	14																																																																												
減損損失	-																																																																												
	百万円																																																																												
未経過リース料																																																																													
1年以内	6																																																																												
1年超	3																																																																												
合計	9																																																																												

有価証券関係

1. 売買目的有価証券

前事業年度末 (平成20年3月31日)	当事業年度末 (平成21年3月31日)
該当事項はありません。	(同左)

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

前事業年度末 (平成20年3月31日)	当事業年度末 (平成21年3月31日)
該当事項はありません。	(同左)

3. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	前事業年度末 (平成20年3月31日)			当事業年度末 (平成21年3月31日)		
	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	113,023	109,959	3,064	66,382	63,318
合計	3,064	113,023	109,959	3,064	66,382	63,318

4. その他有価証券で時価のあるもの

区分	前事業年度末 (平成20年3月31日)			当事業年度末 (平成21年3月31日)		
	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの						
(1)株式	282	7,649	7,366	282	4,020	3,737
(2)債券(社債)	-	-	-	-	-	-
(3)その他(1)	11,678	13,542	1,864	3,551	3,846	295
小計	11,961	21,192	9,231	3,834	7,867	4,032
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの						
(1)株式	-	-	-	-	-	-
(2)債券(社債)	-	-	-	-	-	-
(3)その他	5,906	5,362	544	2,334	1,833	500
小計	5,906	5,362	544	2,334	1,833	500
合計	17,868	26,554	8,686	6,168	9,701	3,532

- (1) 前事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は353百万円（税効果会計適用後）であり、ヘッジ会計の適用要件を充足しなくなったためにヘッジ会計の中止として処理し、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べている繰延ヘッジ利益103百万円（税効果会計適用後）との純額を貸借対照表に計上しております。
- 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は249百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
売却額	7,970百万円	11,200百万円
売却益の合計額	1,419百万円	1,085百万円
売却損の合計額	80百万円	1,471百万円

6. 時価評価されていない主な有価証券(上記2.及び3.を除く)

区分	前事業年度末 (平成20年 3月31日)	当事業年度末 (平成21年 3月31日)
	貸借対照表計上額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)
(1) その他有価証券		
譲渡性預金	6,300	3,400
非上場株式	1,052	992
合計	7,352	4,392
(2) 子会社株式及び関連会社株式		
子会社株式	4,408	4,411
関連会社株式	8,267	8,267
合計	12,675	12,679

7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

前事業年度末(平成20年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	-	-	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-
2. その他	6,300	-	6,813	-
合計	6,300	-	6,813	-

当事業年度末(平成21年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	-	-	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-
2. その他	3,400	1	1,017	-
合計	3,400	1	1,017	-

(注) その他有価証券で時価のあるものについての減損処理にあたっては、当事業年度末時価が取得価額より30%以上下落したものについて、原則として下落額について評価減を行なうこととしております。

デリバティブ取引関係

1. 取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>(1) 取引の内容及び利用目的 当社が利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引、株価指数先物取引及びスワップ取引であり、当社が保有する投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクを軽減するために利用しております。 なお、デリバティブ取引を利用して、ヘッジ会計を行っております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象 - 投資有価証券 ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。 ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましても、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 デリバティブ取引については、将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容 為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを、株価指数先物取引及びスワップ取引は価格の変動によるリスクを有しております。</p> <p>(4) 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部で行っております。財務部長は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。また、取引結果及び損益状況については、定期的にヘッジ対象である投資有価証券の信託契約先から報告を受け、財務部で内容を検討しております。</p>	<p>(1) 取引の内容及び利用目的 (同左)</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 (同左)</p> <p>ヘッジ方針 (同左)</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 (同左)</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 (同左)</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容 (同左)</p> <p>(4) 取引に係るリスク管理体制 (同左)</p>

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 前事業年度末(平成20年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	2,691	-	2,787	96
市場取引 以外の取引	スワップ取引 短期変動金利 受取・株価指 数変化率支払	4,663	-	6	6
合計		7,354	-	2,781	102

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引につきましては、期末の時価は取引所の最終の価格によっております。

スワップ取引につきましては、取引先金融機関から提示された価格によっております。

なお、スワップ取引の契約額は、想定元本に基づいて表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

(2) 当事業年度末(平成21年3月31日)

該当事項はありません。

なお、為替予約取引及び株価指数先物取引を行っておりますが、いずれもヘッジ会計を適用し

ておりますので注記の対象から除いております。

退職給付関係

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項(平成20年3月31日)

イ. 退職給付債務	13,227百万円
ロ. 年金資産	5,569
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	7,657
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,037
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	260
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ)	5,359
チ. 前払年金費用	
リ. 退職給付引当金(ト-チ)	5,359

3. 退職給付費用に関する事項(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

イ. 勤務費用	529百万円
ロ. 利息費用	262
ハ. 期待運用収益	148
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	243
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	16
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	904
チ. その他(注)	46
計	951

(注) 確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.1%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	18年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 適格退職年金に係るもの 18年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社は、平成20年12月31日付で退職一時金制度から確定拠出年金制度への移行を目的とした退職一時金制度の一部廃止ならびに平成21年1月1日付で適格退職年金制度から確定給付型企业年金制度への移行を目的とした退職一時金・年金制度の改訂を行いました。

2. 退職給付債務に関する事項(平成21年3月31日)

イ. 退職給付債務	11,783百万円
ロ. 年金資産	5,456
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	6,327
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,400
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	693
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ)	4,620
チ. 前払年金費用	
リ. 退職給付引当金(ト-チ)	4,620

3. 退職給付費用に関する事項(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

イ. 勤務費用	611百万円
ロ. 利息費用	277
ハ. 期待運用収益	139
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	300
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	3
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	1,053
チ. その他(注)	70
計	1,124

(注) 確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.1%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

(追加情報)

基準となる従業員の平均残存勤務期間が減少したことにより、過去勤務債務の額の処理年数および退職年金に係る数理計算上の差異の処理年数を18年から16年に変更しております。この変更に伴う影響額は軽微であります。

税効果会計関係

前事業年度末 (平成20年3月31日)		当事業年度末 (平成21年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	2,197	退職給付引当金	1,894
所有株式税務簿価通算差異	884	所有株式税務簿価通算差異	884
ゴルフ会員権評価減	508	投資有価証券評価減	616
投資有価証券評価減	673	ゴルフ会員権評価減	510
減価償却超過額	273	賞与引当金	442
子会社株式売却損	196	未払確定拠出年金掛金	328
賞与引当金損金算入限度超過額	709	タックスヘイブン税制	271
事業税	350	減価償却超過額	262
時効後支払損引当金	191	子会社株式売却損	196
繰延ヘッジ損失	173	時効後支払損引当金	189
その他	107	その他	85
繰延税金資産計	6,266	繰延税金資産小計	5,682
繰延税金負債		評価性引当金	1,924
有価証券評価差額金	3,561	繰延税金資産計	3,757
繰延税金負債計	3,561	繰延税金負債	
繰延税金資産(純額)	2,705	繰延ヘッジ利益	173
		有価証券評価差額金	1,448
		繰延税金負債計	1,621
		繰延税金資産(純額)	2,136
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	41.0%	法定実効税率	41.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.6%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	7.0%
住民税等均等割	0.0%	住民税等均等割	0.0%
タックスヘイブン課税	4.7%	タックスヘイブン税制	0.1%
外国税額控除	1.1%	外国税額控除	5.9%
その他	0.9%	評価性引当金の増減額	16.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.3%	その他	0.7%
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.1%

関連当事者情報

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	182,799	持株会社	(被所有) 直接 100%	兼任 3人	資産の賃貸借等	資金の貸付 (*1)	57,000	-	-
								資金の回収	71,000	-	-
								貸付金利息 の受入	33	-	-

2. 役員及び個人主要株主等
該当はありません。

3. 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600	情報サービス業	(所有) 直接 21.8%	なし	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託(*2)	6,161	未払費用	74

4. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
親会社の 子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業		兼任 1人	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	41,864	未払手数料	4,990
親会社の 子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都千代田区	400	投資顧問業		なし	当社投資信託の運用委託	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*4)	7,261	未払費用	1,949

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (*1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受入れておりません。また、当事業年度中に全額返済されたため、期末残高はありません。
- (*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
- (*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- (*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）を適用しております。

なお、開示対象範囲に影響はありません。

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	321,764	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借等	資金の借入(*1)	228,500	短期借入金	12,000
							資金の返済	216,500		
							借入金利息の支払	168	未払費用	1

(イ) 関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600	情報サービス業	(所有) 直接 22.3%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託(*2)	10,001	未払費用	79

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業		当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	28,694	未払手数料	2,628

親会社の 子会社	野村ファン ド・リサー チ・アンド ・テクノロ ジー株式会 社	東京都 千代田 区	400	投資顧問業		当社投資信託 の運用委託	投資信託の 運用に係る 投資顧問料 の支払 (*4)	4,926	未払費用	1,064
-------------	--	-----------------	-----	-------	--	-----------------	--	-------	------	-------

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(* 1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(* 2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(* 3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(* 4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所及び野村土地建物(株)であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円)	
	(株)野村総合研究所	野村土地建物(株)
流動資産合計	106,717	1,407
固定資産合計	234,028	77,297
流動負債合計	76,798	7,947
固定負債合計	79,131	11,845
純資産合計	184,815	58,910
売上高	324,697	2,744
税引前当期純利益	38,648	2,947
当期純利益	20,583	2,564

1株当たり情報

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,811円16銭	1株当たり純資産額	12,453円43銭
1株当たり当期純利益	2,356円90銭	1株当たり当期純利益	1,285円61銭
<p>潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たり当期純利益の算定上の基礎</p> <p>損益計算書上の当期純利益 12,139百万円</p> <p>普通株式に係る当期純利益 12,139百万円</p> <p>普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。</p> <p>普通株式の期中平均株式数 5,150,693株</p>		<p>潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たり当期純利益の算定上の基礎</p> <p>損益計算書上の当期純利益 6,621百万円</p> <p>普通株式に係る当期純利益 6,621百万円</p> <p>普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。</p> <p>普通株式の期中平均株式数 5,150,693株</p>	

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

*平成21年7月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ジョインベスト証券株式会社	21,400百万円	

*平成21年7月末現在

(3)投資顧問会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
ING Clarion Real Estate Securities, LLC (アイエヌジー クラリオン リアル エステート セキュリティーズ エルエルシー)	US\$6,532,367	ING クラリオン リアル エステート セキュリティーズ エルエルシーは、REITを含む不動産証券の運用に特化している米国籍の投資顧問会社です。

*平成20年12月末現在

2【関係業務の概要】

(1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行いません。

(2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行いません。

(3)投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行いません。

3【資本関係】(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(3)投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成21年2月20日	臨時報告書
平成21年4月3日	有価証券報告書、有価証券届出書の訂正届出書
平成21年5月21日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成20年6月30日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高尾幸治指定社員
業務執行社員 公認会計士 英 公一指定社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月22日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公 一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年2月27日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公 一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村世界不動産投信の平成20年7月16日から平成21年1月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村世界不動産投信の平成21年1月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年9月2日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公 一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村世界不動産投信の平成21年1月16日から平成21年7月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村世界不動産投信の平成21年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)